

議案第17号

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

鯖江市長 佐々木 勝久

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鯖江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を削る。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。